

正誤表

以下のとおりお詫びして訂正いたします。

(この正誤表では単純な誤記、欠落等は省略しています。ここで記載されているものは二刷では訂正されています。)

項番	ページ	場所	誤	正
第 2 章	p.24	表 2-4	SwetsWise の項目	削除
	p.25	2. 5. 2	VPN	VPN (Virtual Private Network)
第 4 章	p.40	表 4-4	JST 資料所蔵目録 / 科学技術振興機構 / JST が所蔵する <u>化学技術系</u> 資料が検索可能	JST 資料所蔵目録 / 科学技術振興機構 / JST が所蔵する <u>科学技術系</u> 資料が検索可能
	p.43	表 4-12	[ツール名] CAS	[ツール名] CASREACT
		表 4-10 から 4-17 の見出し	[ツール名]	[データベース名]
	p.47	問 3 解答群	5. 日本特許	5 日本特許・商標・意匠
第 5 章	p.50	表 5-1	JST 所蔵資料複写：文献情報提供サービス	削除 (2016/2/25 にて終了)
	p.52	(6) 統計資料・市場調査資料	(一社) 日本能率協会総合研究所	日本能率協会総合研究所
第 6 章	p.68	問 1	空欄記号と解答群の番号が重複していた	添付練習問題解答例差し替え参照
第 8 章	p.80	8. 2. 1	JDreamII	JDreamIII
	p.81	図 8-4		下図に差し替え

フィールド選択入力 ((*付フィールドは完全一致検索です。語間のスペースはAND検索になります。)

AND
 AND
 AND
 AND

著者名(*)
 発行年 ~

Powered By Accela

項番	ページ	場所	誤	正
第 8 章	p.91	参考文献	2) 山崎茂明. インパクトファクターを解き明かす. 情報科学技術協会, 2004, 51 p.	第 2 章へ移動
	p.92	問 2	(E) 検索回答を時系列順でなく、検索意図に合っている順に表示する。	(E) 同じ、または類似の意味の検索語を自動的に追加して検索をおこなう
	p.93	問 2 解答群	8. ダウンロード 8. 分析・解析機能	6. ダウンロード 7. 分析・解析機能 8. 同義語の同一視
第 9 章	p.106	問 4	<u>下図のような</u> Google Scholar の検索結果を	<u>ある</u> Google Scholar の検索結果を
第 11 章	p.129	11. 2. 2 (4)	JST が提供する J-GLOBAL	JST が提供する J-DreamIII
	p.129	11. 2. 2 (4)	これら、被引用情報等を含め、学术论文の影響度を評価する考え方や指標は、総称してオルトメトリクスと呼ばれる。	引用情報以外に学术论文の影響度を測る考え方として、最近オルトメトリクスが注目されている(コラムを参照)。
第 13 章	p.159	コラム		添付のとおり差し替え
第 15 章	p.190	15. 4. 1	28	2 ⁸ (上付き)
			216	2 ¹⁶ (上付き)
	p.192	15. 4. 4	②新法	二進法
第 16 章	p.197	16. 1	プリンタ、といディスク	プリンタ、磁気ディスク
練習問題解答例	p.255 か ら p.260			添付のとおり差し替え

日本の特許公報の種類

出願等された特許の内容を公にするための日本特許の公報は、公開系公報と登録系公報の2種類に大別される。公開系公報には、公開公報、公表公報、再公表特許の3種類がある。これらは、いずれも、特許出願を公にする目的で発行する点で共通するが、(1) 国内出願の場合は「公開特許公報」(特許法第64条)、(2) 国際出願のうち外国語でされたものは「公表特許公報」(特許法第184条の9)、(3) 国際出願のうち日本語でされたものは「再公表特許」と区別される。なお、「再公表特許」は、先行技術調査に必要な技術情報の提供を目的とする行政サービスとして公開公報(DVD-ROM)に収録されているが、法律上の公報ではないため、公報仕様上も、「再公表特許公報」ではなく、「再公表特許」と定められている。

登録系の公報としては、公告特許公報、登録特許公報(特許公報、特許掲載公報)がある。ただし、出願公告制度は平成8年に廃止されたため、現在、公告公報は発行されていない。

(1) 公開特許公報

特許を出願すると、出願から1年6箇月経過した時点で、出願の内容が公報に掲載される。これを出願公開といい、その公報を公開特許公報(出願公開公報)という。公開特許公報に掲載された出願は、未審査のものがほとんどであり、特許されるかどうかは明らかでない。それぞれの出願ごとに、公開された年とその年における連続番号からなる公開番号が付されている(例:特開2006-12345)。

(2) 特許公報

特許された発明は、特許公報(特許掲載公報)に掲載される。特許公報では、それぞれの特許ごとに特許番号が付されている。特許番号は、設定登録された順の連続番号となっている(例:特許第3888400号)。なお平成8年までは、審査済みの特許出願には和暦年と連続番号からなる公告番号が付与されていた(例:特公平8-34772)。

(3) 公表特許公報・再公表特許公報

PCT特許条約に基づき国際出願(PCT出願)された場合は、優先日から1年6ヶ月を経過した後に、国際事務局によって、国際出願の内容が公開される(国際公開)。国際公開された国際特許出願のうち日本を指定国に含み、所定の手続きを経たものについては、日本の特許庁により、公表公報または再公表特許が発行される。公表公報とは外国語でされた日本を指定国に含む国際出願について、日本語の翻訳文が掲載される公報であり、再公表特許とは、日本語でされた国際出願について、その内容が掲載された資料である。なお、“指定国”とは、PCT出願やヨーロッパ特許出願において、出願人が権利取得を希望する国のことである。

公表特許公報における特許出願公表番号は、公開特許と同様に、公表された年とその年における連続番号からなる(例:特表2007-504800)。一方、再公表特許においては、各特許出願は国際公開番号で示されている(例:WO2005/040067)。

練習問題解答例

第1章 情報の基礎

- 問1. (A) 6 (B) 1 (C) 4 (D) 3
問2. (A) 4 (B) 7 (C) 3 (D) 5 (E) 1 (F) 2
問3. (A) × (B) × (C) ○ (D) × (E) × (F) ○
問4. (A) ○ (B) × (C) ○ (D) × (E) ○
問5. 略

第2章 学術情報

- 問1. (A) 17 (B) 8 (C) 13 (D) 14 (E) 2 (F) 10 (G) 7 (H) 4 (I) 19 (J) 1
問2. (A) × (B) ○ (C) × (D) ○ (E) ○ (F) × (G) × (H) ○
問3. (A) × (B) ○ (C) × (D) ×
問4. (A) 4 (B) 9 (C) 3 (D) 7 (E) 2

第3章 データベースと情報の流通

- 問1. (A1-A3) 12, 16, 18 (B1-B3) 3, 4, 10 (C1-C3) 1, 7, 13 (D1-D3) 5, 11, 14
(E1-E3) 8, 15, 19 (F1-F3) 2, 6, 17
問2. (A) 7 (B) 19 (C) 8 (D) 10 (E) 20 (F) 14 (G) 6 (H) 3 (I) 4

第4章 検索ツールとデータベース

- 問1. (A) 6 (B) 9 (C) 12 (D) 10 (E) 8 (F) 7 (G) 5 (H) 1 (I) 3 (J) 4
問2. (A) 10 (B) 17 (C) 3 (D) 4 (E) 2 (F) 6 (G) 16 (H) 13 (I) 5
問3. (A) 9 (B) 20 (C) 15 (D) 5 (E) 2 (F) 13 (G) 7 (H) 11 (I) 10 (J) 18
問4. (A) 7 (B) 6 (C) 4 (D) 3 (E) 5 (F) 3 (G) 5

第5章 資料入手

- 問1. (A) 5 (B) 6 (C) 2 (D) 7 (E) 8 (F) 9 (G) 1
問2. (A) 4 (B) 7 (C) 12 (D) 5 (E) 6
問3. 略

第6章 情報検索の歴史

〔解答群の番号付けが間違っていたので、語句で示した。問題文の5行目、「当時音楽用に開発された(I)を用いた検索も使われたが」における(I)は異なる記号でなくてはならない。この正

解は「CD-ROM」である)

問 1. (A) 1960 (B) 磁気テープ (C) 逐次検索 (D) オフライン (E) 1970 (F) 磁気ディスク
(G) 索引検索 (H) 電話回線 (I) オンライン (J) 1990 (K) コマンド (L) フォーム

第 7 章 検索の仕組み

問 1. (A) ○ (B) ○ (C) × (D) × (E) ○

問 2. (A) 1 (B) 2 (C) 8 (D) 7 (E) 9 (F) 11

問 3.

- (1) 検索質問が抄録型データベースの統制語で的確に表せない場合、たとえば JST シソーラス 2008 年版では「携帯電話」という語はあるが、「スマートフォン」に対応した語はない。
- (2) 一般的な語の組み合わせ、たとえば「コンピュータ」「制御」などの語で検索した場合。
- (3) 固有名詞や製品名、たとえば「オバマ」「キンドル」など特定性の高い語で検索した場合。
- (4) 検索質問が抄録型データベースの統制語で的確に表される場合、たとえば「mad cow disease」について「Bovine Spongiform Encephalopath」を用いた場合。

第 8 章 検索の知識

問 1. (A) 10 (B) 20 (C) 15 (D) 21 (E) 26 (F) 2 (G) 29 (H) 6 (I) 9

問 2. (A) 14 (B) 1 (C) 10 (D) 16 (E) 5 (F) 8 (G) 6 (H) 3 (I) 12

問 3. (A) 3 (B) 2 (C) 6 (D) 16 (E) 14 (F) 9 (G) 8 (H) 13 (I) 18

問 4. (A) 1 (B) 17 (C) 12 (D) 7 (E) 20 (F) 13 (G) 3 (H) 19 (I) 18

第 9 章 インフォプロと情報検索

問 1. 4-2-1-3-5-6

問 2. (A) 3 (B) 4 (C) 17 (D) 11 (E) 6 (F) 8 (G) 10 (H) 4 (I) 16

問 3.

- (A) 完全一致機能を用いる。NDL-OPAC ではチェックボックス「広範囲に検索」のチェックをはずす。その場合、「会議室」、「本会議」などのキーワードで見つかるレコードが漏れる恐れがある。
- (B) 「"」を用いるとフレーズ検索となるので、「交通事故を体験して」など、途中で他の文字が入ったレコードが除かれてしまう。
- (C) CiNii Articles には、引用文献索引データベースの情報も含まれており、日本の文献に引用された外国文献のレコードが検索結果に含まれることがある。
- (D)
 - (a) 著者名の綴りが違って収録されている、旧漢字が新漢字で収録されている。
 - (b) 複数の著者名の一人であるとき、収録時に「他、et al」などにより割愛されている。

(E)

- (a) Tokyo University of Science
- (b) Science University of Tokyo
- (c) Tokyo Rika Daigaku

(F) 「ブルーライトよこはま」、「ブルーライト横浜」などの違う綴りのページが存在する。

(G)

- (a) 昔の文献レコードには、所属機関名が収録されていないことがある。
- (b) 昔の所属機関名が今と異なっている可能性がある。
- (c) 複数の著者がいるとき、最初の著者以外の著者の所属機関は収録されていないことがある。

(H)

- (a) Google Scholarは全文検索できる場合があるので、本文に記載されているキーワードでヒットした可能性がある。
- (b) Google Scholarは機関リポジトリなどにある文献も収録しているので、商用抄録データベースに収録されていない文献が見つかる可能性がある。

問 4. 略

問 5. 略

第 10 章 情報の管理と活用

問 1. (A) 16 (B) 18 (C) 12 (D) 11 (E) 20 (F) 14 (G) 3 (H) 19 (I) 1 (J) 10

問 2. (A) ○ (B) × (C) ○ (D) × (E) ×

問 3. 略

問 4. 略

第 11 章 情報の分析

問 1. (A) 4 (B) 1 (C) 2 (D) 5 (E) 3 (F) 6

問 2. (A) 4 (B) 2 (C) 7 (D) 5 (E) 1

問 3. 略

第 12 章 情報と問題解決

問 1. (A) b (B) f (C) d

問 2. (A) e (B) b (C) a

第 13 章 知的財産

練習問題解答例

問 1. (A) 2 (B) 3 (C) 6 (D) 8 (E) 8

問 2. (A) 3 (B) 6 (C) 2

問 3. (A) 3 (B) 6 (C) 12 (D) 5 (E) 1 (F) 9 (G) 8 (H) 2

第 14 章 著作権

問 1. (A) 12 (B) 9 (C) 14 (D) 10 (E) 2 (F) 4

問 2.

- (1) 有形媒体上でなくてもよい。口述や舞踏など。
- (2) マル C マークは現在では法的意味はない。米国が方式主義をとっていた頃は、米国で著作権主張する場合このマークを付けることが必要であったが、現在は米国も無方式主義になっている。
- (3) 現実にはあまりないであろうが、法的には、著作物でない学术论文もあり得る。文章的表现がほとんどなく、事実又はデータのみを淡々と記した論文は、著作権法上は、「創作性のある表現」とならないであろう。
- (4) 「二次的著作物」は著作物なので、一次の著作物にはない新たな創作性を持つ必要がある。この場合、収録書誌データの選択やその体系的構成に創作性がなければ、二次的著作物にはならない。
- (5) 個々の画像の創作性は、データベースの創作性（データの選択又は体系的構成における創作性）とは無関係である。この場合保護されるのは個々の画像であってデータベースではない。
- (6) 著作権には翻案権が含まれ、その譲渡を受ければ変形が可能であるが、著作者人格権としての同一性保持権も存在する。著作者人格権は一身専属的なもので他人に譲渡できず、著作者に帰属している。よって、同一性保持権を侵害するような態様での改変は認められないことになる。
- (7) X 社と Y 社の間に契約等の取り決めがなければ、たとえ仕様を示したのは X 社であっても、プログラムの著作権はそれを書いた Y 社（又はその従業員）に所属する。ただし、示した仕様がプログラムの各文に明確に対応し、プログラム作成に創作性を要しない場合は、この解釈は当たらないだろう。
- (8) 2009 年著作権法改正により、いわゆる「ダウンロード違法化」が行われたが、その対象は「デジタル方式の録音又は録画」（すなわち、音楽や映像作品等）に限られている。多くの場合、このような行為は私的使用の範囲と考えられるので、著作者の許諾は不要である。私的使用とは言えない場合（企業の業務上の行為等）は、厳格に法的解釈をすれば許諾が必要であるが、Web で公開している以上、慣習上この程度の行為を著作者は想定しているはずであるから、「黙示の利用許諾」があるものと扱われ、適法と認められる可能性がある。

(9) インターネット接続されたサーバーにソフトウェアをアップロードすることは、著作物を送信可能化したことであり、公衆送信権を侵害することになる。

(10) グラフや写真の転載が、適正な引用の範囲(引用の合理的理由があり、量的、質的にみて、全体に対し従としての一部であり、引用部分が明確に識別できる等)でなされていれば、許諾を求める必要はない。

(11) 適法に入手した新聞自身を第三者に見せたり譲渡したりするのは自由である。コピーを取る(複製)や、公の上映が、著作権侵害行為になりえる。

問 3. (A) ○ (B) × (C) × (D) × (E) ○

問 4. (A) 9 (B) 2 (C) 5 (D) 5 (E) 14 (F) 7 (G) 3 (H) 10

第 15 章 コンピュータ

問 1. (1) E (2) F (3) 正解なし (LZH を想定) (4) J (5) H

問 2. (A) × (B) ○ (C) × (D) × (E) ○

問 3 (A) 6 (B) 15 (C) 10 (D) 12 (E) 18

第 16 章 ネットワークとインターネット

問 1. (A) × (B) ○ (C) ○ (D) × (E) ×

問 2.

A : 14 A1,A2,A3 = 10,17,18 (順不同)

B : 34 B1,B2,B3 = 21,32,37 (順不同)

C : 36 C1,C2,C3 = 11,12,16 (順不同)

D : 38 D1,D2,D3 = 5, 8, 25, 26 (順不同)

E : 31 E1,E2,E3 = 3, 6,28 (順不同)

問 3. (A) 2 (B) 1 (C) 6 (D) 5 (E) 7 (F) 3 (G) 9

問 4.

(A) Hypertext Transfer Protocol

(B) Dynamic Host Configuration Protocol

(C) Domain Name System

(D) Application Program Interface

(E) RDF Site Summary, Rich Site Summary, Really Simple Syndication

(F) Resource Description Framework

(G) 問題削除

(H) Application Service Provider

(I) Social Networking Service

練習問題解答例

(J) eXtensible Markup Language